

新規制に対応したさまざまなライターが販売されています

着火操作の違うさまざまなライターがありますので、使い勝手の良いライターのご利用を検討ください。

1. 着火レバーが重いタイプの例

子供が着火できないよう、レバーが重くなっています。



2. 着火レバーが軽いタイプの例

子供が着火できないよう、着火操作に工夫が施されています。

押しながら
回すもの



ロックを解除して
押し下げるもの



ロックを解除して
スライドさせるもの



多目的ライターでも着火レバーが軽いタイプもあります。



子供の安全を守るためライター等の販売が規制されました！

～平成23年9月27日からPSCマークがないライター等は販売が禁止されました～

 PSCマークは、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。経過措置終了後の**平成23年9月27日**以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されました。

1. 購入にあたっての注意

以下のライター等については、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されました。

ご購入の際には、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

使い捨てライターや**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって
- ・当該容器の全部又は一部に**プラスチック**を用いたもの



PSCマークの技術基準では、構造、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)などを規定しています。

2. 使用にあたっての注意

 **子どもの手の届かないところにおきましょう**

 **子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう**

 **不要なライターはきちんと捨てましょう**

ガス抜きをする等**自治体のルールに従って**正しく廃棄しましょう。



本リーフレットの問い合わせ先

経済産業省 商務流通グループ製品安全課

商務情報政策局日用品室

消費者庁 消費者安全課

電話番号 03-3501-4707

電話番号 03-3501-1705

電話番号 03-3507-9201

経済産業省、消費者庁、警察庁、消防庁、(社)日本喫煙具協会

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/